

申告にあたっての注意事項

台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対しては、課税標準を軽減する特例措置が適用されます。(地方税法第349条の3の4)

この課税標準の特例措置に該当する場合は、下記に従って申告書類を提出してください。

1 被災資産の代替償却資産特例適用の要件

(1) 対象者

台風第19号により滅失又は損壊した償却資産の所有者

(2) 対象資産(代替償却資産)

- ① 台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産
- ② 台風第19号により損壊した償却資産を修理又は改良を行った場合の改良費(資本的支出のみ)

(3) 取得期限

災害発生日(令和元年10月12日)から令和6年3月31日までの間に取得又は改良した場合

(4) 適用期間と特例率

取得又は改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分、課税標準となるべき価格の2分の1の額を軽減します。

《注》

- ◆ 原則、旧償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。
- ◆ 地方税法第349条の3の4及び同法附則第15条から第15条の3までの課税標準の特例制度の適用を受ける代替償却資産については、特例適用後の課税標準からさらに2分の1を軽減します。

2 申請書類

- ① 台風第19号に係る被災代替償却資産に係る課税標準特例申告書
- ② 固定資産(償却資産)代替資産対照表
- ③ 被災償却資産が台風第19号により滅失又は損壊したことを証するもの
[台風第19号に係るり災・被災証明書(写し可)、減免決定通知書(写し可)等]
- ④ 損害を受けた償却資産を特定できる書類
[償却資産種類別明細書(写し)等に損害を受けた償却資産をマーカー等で明示したもの等]
- ⑤ 償却資産を除却又は修理等を行った場合は、その金額が確認できる書類。
[領収書、見積書等]

- 平成31年1月2日から災害発生日（令和元年10月12日）の前日までの間に取得し、台風第19号で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類を提出してください。（納品書（写し）等）
- 代替償却資産の取得者が、旧資産の所有者の相続人である場合や、合併・分割承継により資産の所有者となった法人である場合は、以下の書類を添付してください。
 - ア) 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本等）
 - イ) 合併・分割承継法人の場合：その法人であることを証する書類（登記事項証明書等）